

計画等の案の概要

| 名 称 | 静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正 | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|----------------------------|---------|-------------------------|--------------|--|------------------------|--|--------------|---|
| 公表するもの | 静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正(案) | | | | | | | | | | |
| 県民意見の募集 | 有 | 有の場合は その募集期間 | 令和3年12月21日(火)～令和4年1月16日(日) | | | | | | | | |
| | 無 | | | | | | | | | | |
| 担当課等名 | くらし・環境部 県民生活局 県民生活課 事業者指導班 電話番号 054-221-2189 | | | | | | | | | | |
| 総合計画における位置づけ | 1-3 安全な生活と交通の確保 (4) 安全な消費生活の推進 | | | | | | | | | | |
| 審議会等の名称 | 静岡県消費生活審議会 | | | | | | | | | | |
| <p>1 趣旨</p> <p>静岡県では、消費者取引の適正化とその被害を防止するため、不当な取引行為を行う事業者に対し、静岡県消費生活条例に基づく指導・勧告等を実施しています。この指導・勧告で指摘する「不当な取引行為」は、県条例により告示で指定することとしています。</p> <p>このたび、社会情勢の変化に対応するため、県条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」を改正することとしました。また、今後は関係法の改正状況を勘案して、少なくとも3年ごとに見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる仕組みを附則で定めます。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>2 骨子</p> <p>(1)改正の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">取引行為の場面</th> <th>主な改正内容 (追加される不当取引行為)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 契約勧誘に際した行為</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者を正常な判断ができない状態に陥れて契約に誘導する行為(いわゆる催眠商法) ・一方的に契約の債務を実施して消費者が断りにくい状況にする勧誘行為(いわゆる送り付け商法) ほか </td> </tr> <tr> <td>2 契約を締結させる行為 (契約内容)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・不当に事業者の免責特約のある契約 ほか </td> </tr> <tr> <td>3 債務履行に際した行為</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の名称等を明示しないまま契約の履行を強要する行為 ほか </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)告示改正の考え方</p> <p>① 特定商取引法と消費者契約法は、社会情勢の変化に伴い、適宜改正が行われ、不当行為が追加されていることから、これらの法改正の趣旨に則った見直しを行います。</p> <p>② 現行の行為規定をわかりやすく修正します。</p> <p>③ 他県の規定状況を踏まえ、新たに「不当な取引行為」として明文化が必要とされる行為を追加します。</p> <p>(3)施行時期 令和4年4月1日</p> | | | | 取引行為の場面 | 主な改正内容 (追加される不当取引行為) | 1 契約勧誘に際した行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者を正常な判断ができない状態に陥れて契約に誘導する行為(いわゆる催眠商法) ・一方的に契約の債務を実施して消費者が断りにくい状況にする勧誘行為(いわゆる送り付け商法) ほか | 2 契約を締結させる行為 (契約内容) | <ul style="list-style-type: none"> ・不当に事業者の免責特約のある契約 ほか | 3 債務履行に際した行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の名称等を明示しないまま契約の履行を強要する行為 ほか |
| 取引行為の場面 | 主な改正内容 (追加される不当取引行為) | | | | | | | | | | |
| 1 契約勧誘に際した行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者を正常な判断ができない状態に陥れて契約に誘導する行為(いわゆる催眠商法) ・一方的に契約の債務を実施して消費者が断りにくい状況にする勧誘行為(いわゆる送り付け商法) ほか | | | | | | | | | | |
| 2 契約を締結させる行為 (契約内容) | <ul style="list-style-type: none"> ・不当に事業者の免責特約のある契約 ほか | | | | | | | | | | |
| 3 債務履行に際した行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の名称等を明示しないまま契約の履行を強要する行為 ほか | | | | | | | | | | |